

# 議 案 参 考 資 料

令和5年9月 定例会

(目 次)

○大村市手数料条例の改正概要（第69号議案関係）	( 1 )
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第69号議案関係）	( 2 )
○指定管理者候補者一覧（第70号議案～第80号議案関係）	( 5 )
○指定管理者候補者の選定結果（第70号議案～第80号議案関係）	( 6 )
○大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第70号議案～第80号議案関係）	( 1 0 )
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第81号議案～第86号議案関係）	( 1 5 )
○西大村中学校位置図（第81号議案関係）	( 1 7 )
○西大村中学校配置図（第81号議案関係）	( 1 8 )
○西大村中学校平面図（第81号議案関係）	( 1 9 )
○入札結果（大村市立西大村中学校屋内運動場改築建築工事）（第81号議案関係）	( 2 1 )
○福重小学校位置図（第82号議案～第84号議案関係）	( 2 2 )
○福重小学校配置図（第82号議案～第84号議案関係）	( 2 3 )
○福重小学校平面図（第82号議案～第84号議案関係）	( 2 4 )
○入札結果（大村市立福重小学校校舎改築建築工事）（第82号議案関係）	( 2 7 )
○入札結果（大村市立福重小学校校舎改築設備工事）（第83号議案関係）	( 2 8 )
○入札結果（大村市立福重小学校校舎改築電気工事）（第84号議案関係）	( 2 9 )
○放虎原小学校位置図（第85号議案及び第86号議案関係）	( 3 0 )
○放虎原小学校配置図（第85号議案及び第86号議案関係）	( 3 1 )
○放虎原小学校平面図（第85号議案及び第86号議案関係）	( 3 2 )
○入札結果（大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事）（第85号議案関係）	( 3 7 )
○入札結果（大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事）（第86号議案関係）	( 3 8 )

# 大村市手数料条例の改正概要（第69号議案関係）

## 1 改正の理由

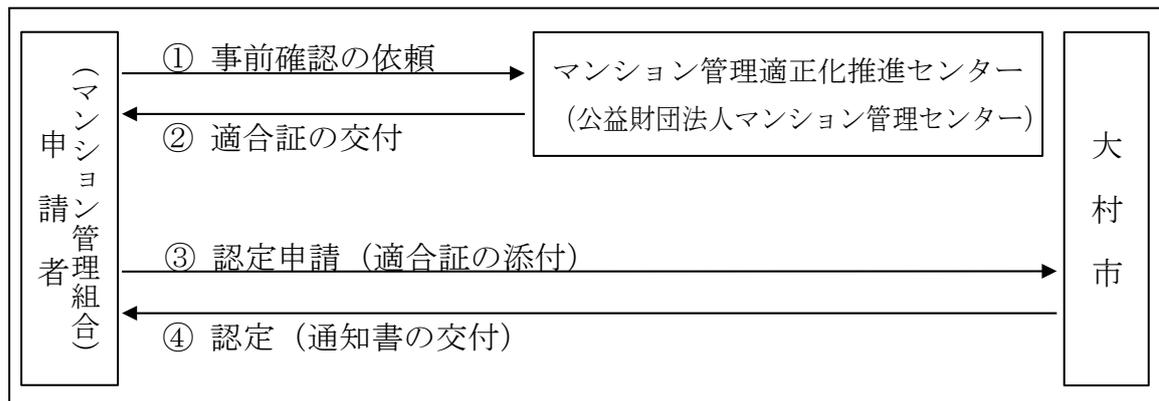
マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンション管理計画認定制度が創設されたことにより、以下のとおり改正を行うものである。

※ マンション管理計画認定制度とは、マンションの老朽化を抑制し、維持管理の適正化を図るため、マンション管理組合が作成するマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）について、管理規約や長期修繕計画が作成されていることなどの基準に適合する場合、地方公共団体の認定を受けることができる制度である。

## 2 改正の内容

管理計画の認定申請等の審査に係る手数料を新設する。

<認定申請の流れ（例）>



※ 申請者が管理計画の認定申請を行う前に、マンション管理適正化推進センターから管理計画について適合証の交付を受けている場合は、本市における認定申請の審査の一部が省略される。

※ 管理計画の認定申請等の審査に係る手数料の額は、長崎県建築関係手数料条例に定める額と同額とする。例えば、申請者が管理計画の認定申請を行うに当たり管理計画に係る長期修繕計画の数が1で、適合証の提出がある場合は4,000円、ない場合は2,900円とする。

※ 管理計画の認定を受けた場合は、区分所有者が固定資産税の減額（長寿命化工事の翌年に1/3減額）の特例措置を受けることができる。

## 3 施行期日

公布の日

大村市手数料条例 (新旧対照表)

改正後		改正前	
別表第2 (第2条関係)			
項	手数料を徴収する事項		手数料の額
	手数料の名称	手数料を徴収する事務	
略	略	略	略
18	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	略	<p>(1) 住宅の住部分</p> <p>住戸が1戸である場合(一戸建ての住宅を含む。)</p> <p>略</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>略</p> <p>住宅の住部分</p> <p>住戸が1戸である場合(一戸建ての住宅を含む。)</p> <p>略</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>略</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>略</p>
略	略	略	略

改正前																															
改正後	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="314 1086 831 1491"> <p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第2号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="831 1086 1086 1491"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="1086 1086 1434 1491"> <p>長期計画の数がある場合 長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="314 1086 831 1491"> <p>1件につき 4,000円</p> </td> <td data-bbox="831 1086 1086 1491"> <p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="1086 1086 1434 1491"> <p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1491 831 1693"> <p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="831 1491 1086 1693"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="1086 1491 1434 1693"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="314 1491 831 1693"> <p>1件につき 4,000円</p> </td> <td data-bbox="831 1491 1086 1693"> <p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="1086 1491 1434 1693"> <p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1693 831 1865"> <p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="831 1693 1086 1865"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="1086 1693 1434 1865"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="314 1693 831 1865"> <p>1件につき 4,000円</p> </td> <td data-bbox="831 1693 1086 1865"> <p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="1086 1693 1434 1865"> <p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1865 831 1966"> <p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="831 1865 1086 1966"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="1086 1865 1434 1966"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="314 1865 831 1966"> <p>1件につき 4,000円</p> </td> <td data-bbox="831 1865 1086 1966"> <p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="1086 1865 1434 1966"> <p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1966 831 2065"> <p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="831 1966 1086 2065"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="1086 1966 1434 2065"> <p>長期計画の数がある場合</p> </td> <td data-bbox="314 1966 831 2065"> <p>1件につき 4,000円</p> </td> <td data-bbox="831 1966 1086 2065"> <p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p> </td> <td data-bbox="1086 1966 1434 2065"> <p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p> </td> </tr> </table>	<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第2号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合 長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>	<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>	<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>	<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>	<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>
<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第2号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合 長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>																										
<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>																										
<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>																										
<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>																										
<p>マシンの適正化に関する法律（平成10年11月21日法律第102号）第1条第1項第1号長（以下「長期計画」といふ。）の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>長期計画の数がある場合</p>	<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 4,000円を超える長期計画の数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1件につき 29,000円 1を超える長期計画の数に16,000円を乗じて得た額</p>																										



指定管理者候補者一覧（第70号議案～第80号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
70	大村市陸上競技場ほか計7施設	2	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	3年
	大村市森園ファミリースポーツ広場			2年
71	大村市民プール	2	株式会社協栄	2年
	大村市屋内プール			5年
72	大村市武道館	1	大村市武道館運営委員会	5年
73	大村市児童体育館	1	富の原一丁目町内会	5年
74	大村市弓道場	1	大村市弓道協会	5年
75	大村市北部運動広場	1	松原地区町内会長会	5年
76	大村市南部運動広場	1	三浦地区体育振興会	5年
77	大村市鈴田運動広場	1	鈴田地区社会体育振興会	5年
78	大村市アーチェリー場	1	大村市アーチェリー協会	5年
79	大村市黒木山小屋	1	大村山岳会	5年
80	大村市療育支援センター	1	社会福祉法人大村市社会福祉協議会	3年

指定管理者候補者の選定結果（第70号議案～第80号議案関係）

第70号議案関係

公の施設の名称	大村市陸上競技場ほか計8施設		
指定管理者候補者	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団		
指定の期間	大村市森園ファミリースポーツ広場以外の施設 令和6年度から令和8年度までの3年間 大村市森園ファミリースポーツ広場 令和6年度及び令和7年度の2年間		
募集方法	公募		
債務負担行為の限度額	125,623千円		
参考金額	166,691千円		
申請者数	2団体		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	125,623,000円	91.67
	団体A	161,296,000円	75.00

第71号議案関係

公の施設の名称	大村市民プール 大村市屋内プール		
指定管理者候補者	株式会社協栄		
指定の期間	大村市民プール 令和6年度及び令和7年度の2年間 大村市屋内プール 令和6年度から令和10年度までの5年間		
募集方法	公募		
債務負担行為の限度額	233,865千円		
参考金額	234,151千円		
申請者数	2団体		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	株式会社協栄	233,864,130円	83.00
	団体B	233,200,000円	70.00

第 7 2 号議案関係

公の施設の名称	大村市武道館
指定管理者候補者	大村市武道館運営委員会
指定の期間	令和 6 年度から令和 1 0 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 7 3 号議案関係

公の施設の名称	大村市児童体育館
指定管理者候補者	富の原一丁目町内会
指定の期間	令和 6 年度から令和 1 0 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 7 4 号議案関係

公の施設の名称	大村市弓道場
指定管理者候補者	大村市弓道協会
指定の期間	令和 6 年度から令和 1 0 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第75号議案関係

公の施設の名称	大村市北部運動広場
指定管理者候補者	松原地区町内会長会
指定の期間	令和6年度から令和10年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第76号議案関係

公の施設の名称	大村市南部運動広場
指定管理者候補者	三浦地区体育振興会
指定の期間	令和6年度から令和10年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第77号議案関係

公の施設の名称	大村市鈴田運動広場
指定管理者候補者	鈴田地区社会体育振興会
指定の期間	令和6年度から令和10年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第78号議案関係

公の施設の名称	大村市アーチェリー場
指定管理者候補者	大村市アーチェリー協会
指定の期間	令和6年度から令和10年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第79号議案関係

公の施設の名称	大村市黒木山小屋
指定管理者候補者	大村山岳会
指定の期間	令和6年度から令和10年度までの5年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第80号議案関係

公の施設の名称	大村市療育支援センター
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年度から令和8年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	52,575 千円
参考金額	52,575 千円
提案金額	52,575,000 円
適否判定	適

大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第70号議案～第80号議案関係）

第70号議案関係

施設名 大村市陸上競技場ほか計8施設

選定した候補者	審査団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	2団体	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	91.67
		団体A	75.00
<p><b>【審査結果】</b></p> <p>「一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、勤務経験豊富なスタッフによる安定した施設管理体制が確立されており、1人が複数業務を担当する一人多役制の導入による経費の縮減やサービス向上にも取り組んでいる。また、財務状況が安定していること、スポーツ施設の管理の経験が豊富であることなど、総合的に安定した施設管理が期待できる点が高く評価された。</p> <p>「団体A」については、2社からなるグループ応募で、それぞれの強みを活かした経営が可能であり、財務状況にも問題はないとの評価であった。</p> <p>施設の環境衛生美化、特にトイレ清掃に対する意識や取組姿勢についてなど評価された点もあったが、管理事務所の場所及び機能についての課題や、スポーツ施設の管理実績が少ない点などがあり、相対的に低い評価となった。</p> <p>以上のことから、「一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団」を指定管理者候補者として選定した。</p>			

採点表（集計）

審査基準	配点	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	団体A
		得点（平均）	得点（平均）
1 平等利用の確保について	10点	<b>9.00</b>	7.67
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上の取組 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	25点	<b>21.33</b>	17.33
3 管理経費の縮減について	10点	<b>10.00</b>	8.00

4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	20 点	<b>17.00</b>	15.67
5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理 (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理	20 点	<b>17.33</b>	15.67
6 特記事項 提案事項やPR事項	5 点	<b>3.67</b>	4.00
7 事業計画の実現性	10 点	<b>8.33</b>	6.67
小 計	100 点	<b>86.67</b>	75.00
8 地域（市内団体）の優先性 （一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	<b>5.00</b>	0.00
評 価 点	—	<b>91.67</b>	75.00

※審査基準(1～8)ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（5人）

スポーツ関連団体役員（1人）

元スポーツ関連団体役員（1人）

施設利用者（3人）

第71号議案関係

施設名 大村市民プール及び大村市屋内プール

選定した候補者	審査団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
株式会社協栄	2団体	株式会社協栄	83.00
		団体B	70.00
<p><b>【審査結果】</b></p> <p>「株式会社協栄」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、スタッフに対する教育、研修の徹底による安定した監視業務体制の整備など、実績に裏打ちされた信頼度の高い管理運営体制が高く評価された。また、財務状況も安定しており、採点表の審査基準の7項目中6項目で、他者の点数を上回るなど、総合的に安定した施設管理が期待できる点が高く評価された。</p> <p>「団体B」については、施設の管理運営能力があり、財務状況にも問題はないとの評価であった。自社の強みを活かした情報発信やPR活動、また、ナイトプールなどの新しい取組に挑戦する姿勢が評価された一方で、やや具体性、実現性に欠け、業務の体制に一部不安な点が見受けられるとの意見もあり、相対的に低い評価となった。</p> <p>以上のことから、「株式会社協栄」を指定管理者候補者として選定した。</p>			

採点表（集計）

審査基準	配点	株式会社協栄	団体B
		得点（平均）	得点（平均）
1 平等利用の確保について	10点	<b>8.33</b>	7.00
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上の取組 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	20点	<b>18.00</b>	15.67
3 管理経費の縮減について	10点	<b>5.00</b>	5.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	20点	<b>18.00</b>	14.33

5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理 (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理	25 点	<b>21.00</b>	17.67
6 特記事項 提案事項やPR事項	5 点	<b>4.33</b>	3.67
7 事業計画の実現性	10 点	<b>8.33</b>	6.67
小 計	100 点	<b>83.00</b>	70.00
8 地域（市内団体）の優先性 （一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	<b>0.00</b>	0.00
<b>評 価 点</b>	—	<b>83.00</b>	70.00

※審査基準(1～8)ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（5人）

スポーツ関連団体役員（1人）

元スポーツ関連団体役員（1人）

施設利用者（3人）

第72号議案～第79号議案関係

施設名	審査対象団体（申請者）	判定
大村市武道館	大村市武道館運営委員会	適
大村市児童体育館	富の原一丁目町内会	
大村市弓道場	大村市弓道協会	
大村市北部運動広場	松原地区町内会長会	
大村市南部運動広場	三浦地区体育振興会	
大村市鈴田運動広場	鈴田地区社会体育振興会	
大村市アーチェリー場	大村市アーチェリー協会	
大村市黒木山小屋	大村山岳会	

委員（5人）

スポーツ関連団体役員（1人）

元スポーツ関連団体役員（1人）

施設利用者（3人）

第80号議案関係

施設名 大村市療育支援センター

審査対象団体（申請者）	判定
社会福祉法人大村市社会福祉協議会	適

委員（5人）

介護支援専門員（1人）

発達障害者支援施設役員（1人）

精神福祉士（1人）

施設利用者（1人）

元施設利用者（1人）

## 大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

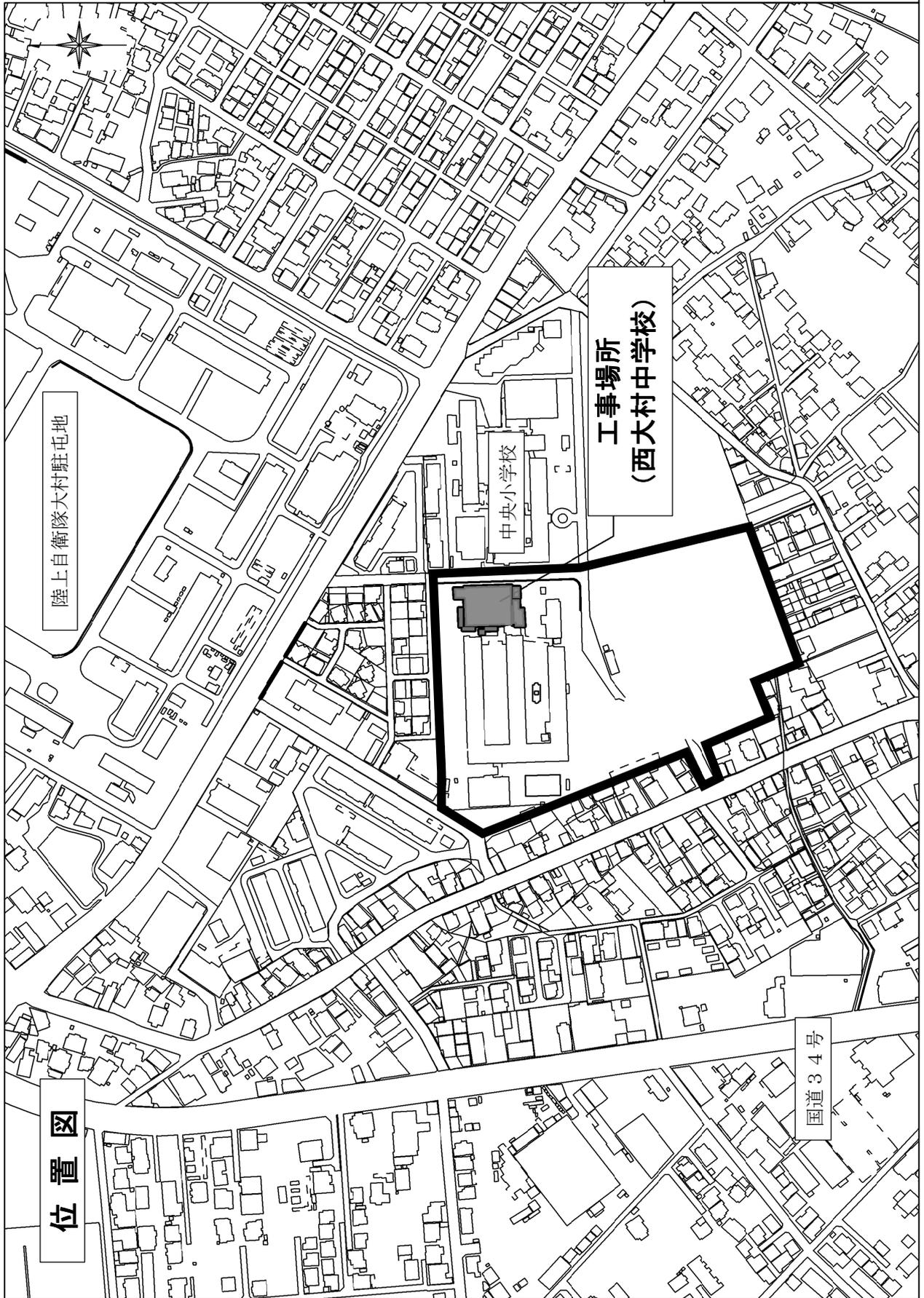
## ■中学校

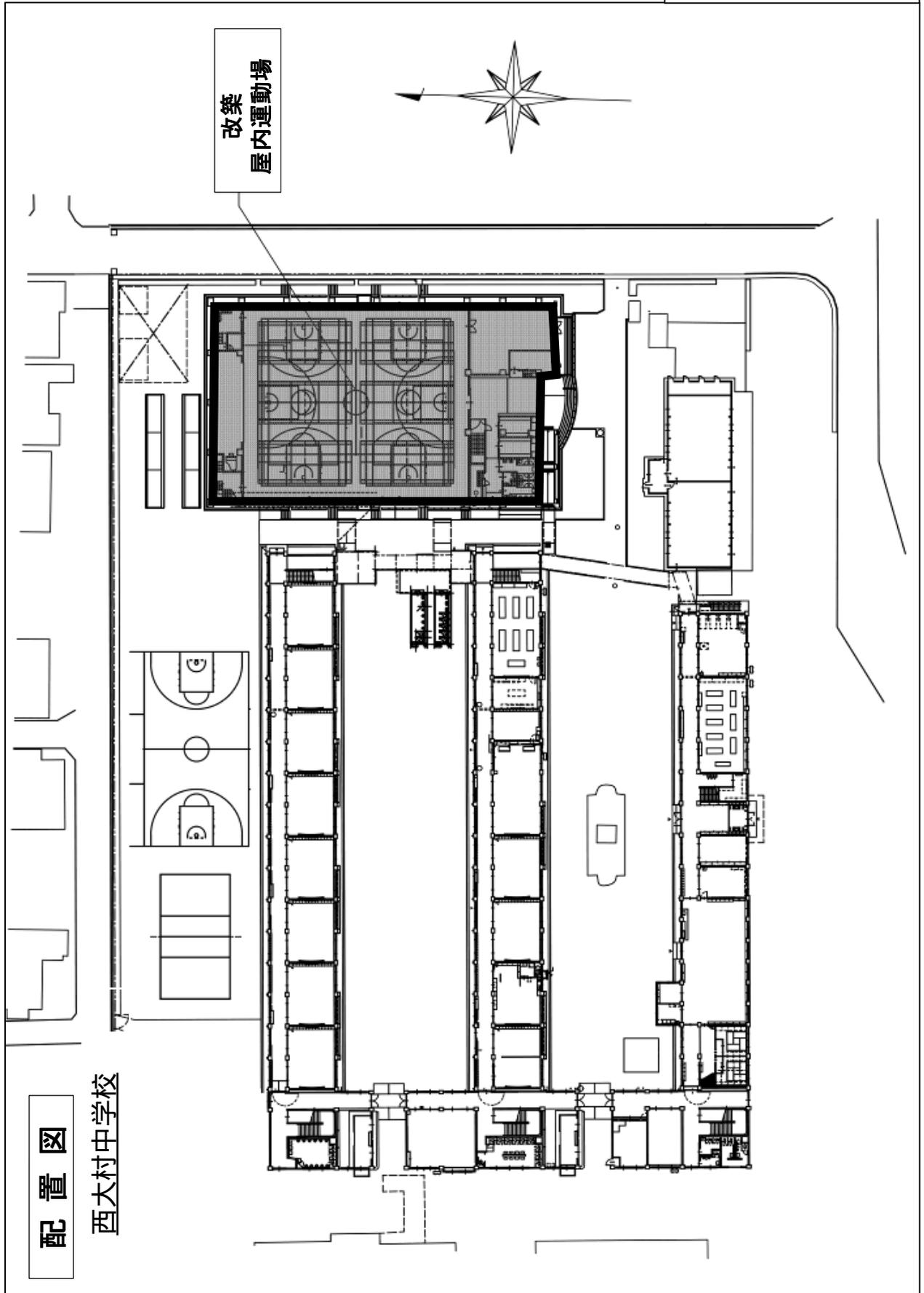
番号	学校名	工事名	契約金額 (円)	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	788,678,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		令和11年以降 改築 (校舎) 令和15年以降 長寿命化改修 (武道場)		
2	郡	武道場大規模改造工事 (屋内) ほか3件	86,675,600	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日 ほか
		令和7年以降 改築 (屋内運動場) 令和15年以降 改築及び大規模改造 (校舎)		
3	玖島	令和6年以降 大規模改造 (校舎) 令和9年以降 改築 (屋内運動場) 令和14年以降 大規模改造 (武道場)		
4	大村	令和12年以降 長寿命化改修 (校舎、屋内運動場) 令和15年以降 長寿命化改修及び大規模改造 (校舎の一部、武道場)		
5	萱瀬	令和13年以降 改築 (屋内運動場)		
6	桜が原	令和13年以降 長寿命化改修 (校舎) 令和14年以降 長寿命化改修 (屋内運動場) 令和15年以降 長寿命化改修及び大規模改造 (校舎の一部、武道場)		

## ■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額 (円)	工事期間
1	福重	校舎改築建築工事	1,452,000,000	令和5年10月3日～ 令和6年12月10日
		校舎改築設備工事	223,531,000	
		校舎改築電気工事	166,746,800	
		令和15年以降 改築 (屋内運動場)		
2	放虎原	長寿命化改良設備工事	212,575,000	令和5年10月3日～ 令和6年12月13日
		長寿命化改良電気工事	200,076,800	
		令和5年予定 長寿命化改修 (校舎の一部)		
		令和15年以降 長寿命化改修 (校舎の一部)		
3	鈴田	大規模改造工事 (屋内) ほか4件	306,716,300	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
		令和15年以降 長寿命化改修 (校舎の一部)		
4	旭が丘	令和7年以降 長寿命化改修 (校舎、屋内運動場)		

5	三 城	令和 7 年以降 令和 1 5 年以降	改築（校舎） 改築（屋内運動場）
6	東大村	令和 9 年以降 令和 1 0 年以降	長寿命化改修（校舎） 長寿命化改修（屋内運動場）
7	富の原	令和 9 年以降 令和 1 1 年以降 令和 1 4 年以降	長寿命化改修（校舎、屋内運動場） 大規模改造（校舎の一部） 長寿命化改修（校舎の一部）
8	中 央	令和 9 年以降 令和 1 5 年以降	改築（校舎） 改築（屋内運動場）
9	大 村	令和 1 1 年以降 令和 1 5 年以降	改築（屋内運動場） 改築及び大規模改造（校舎）
10	黒 木	令和 1 1 年以降 令和 1 5 年以降	長寿命化改修（屋内運動場） 長寿命化改修（校舎）
11	萱 瀬	令和 1 3 年以降 令和 1 5 年以降	改築（校舎） 改築（屋内運動場）
12	西大村	令和 1 5 年以降	改築（校舎、屋内運動場）
13	竹 松	令和 1 5 年以降	改築及び大規模改造（校舎、屋内運動場）
14	松 原	令和 1 5 年以降	改築（校舎、屋内運動場）
15	三 浦	令和 1 5 年以降	改築（校舎、屋内運動場）

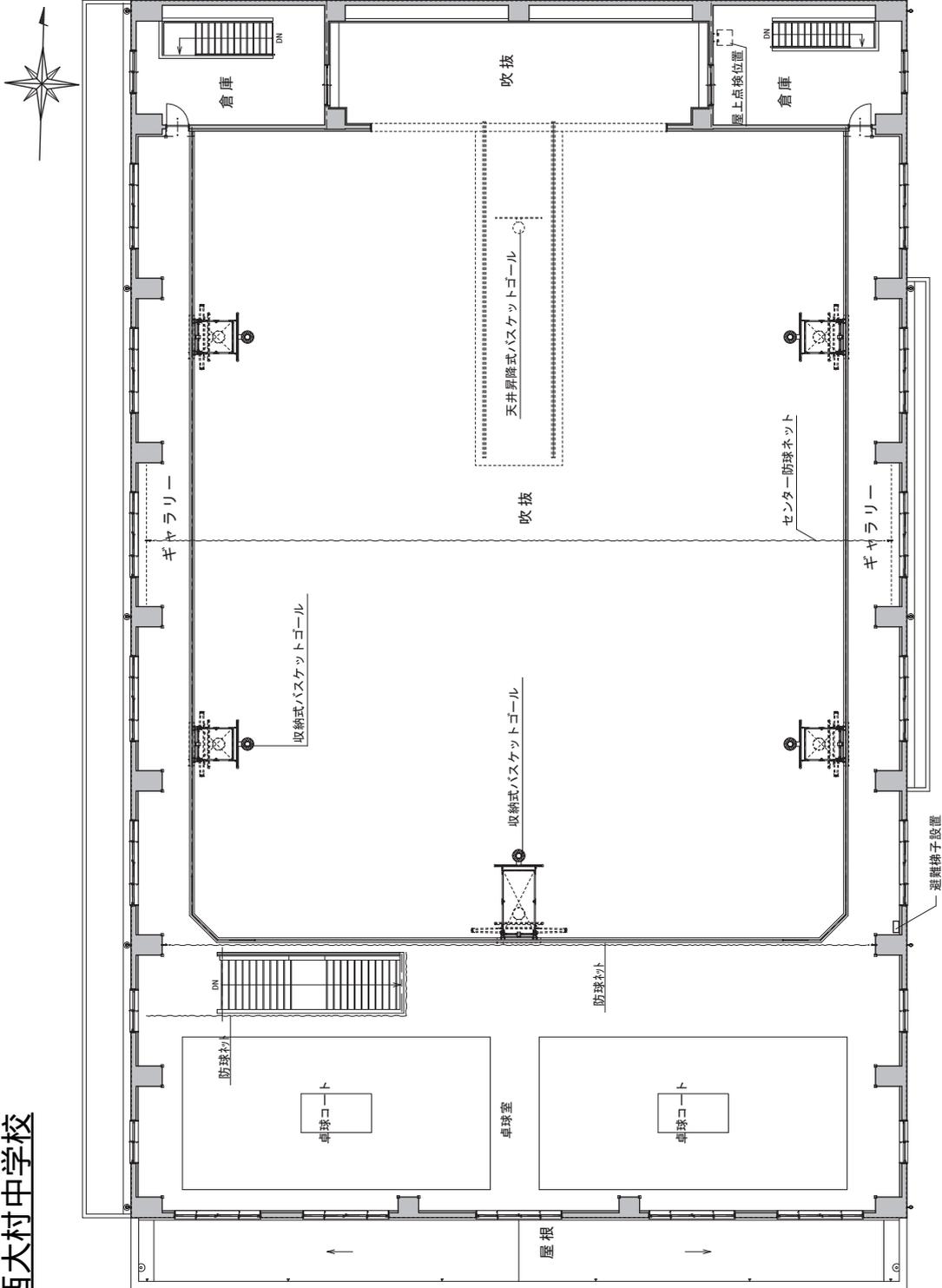






2階 平面図

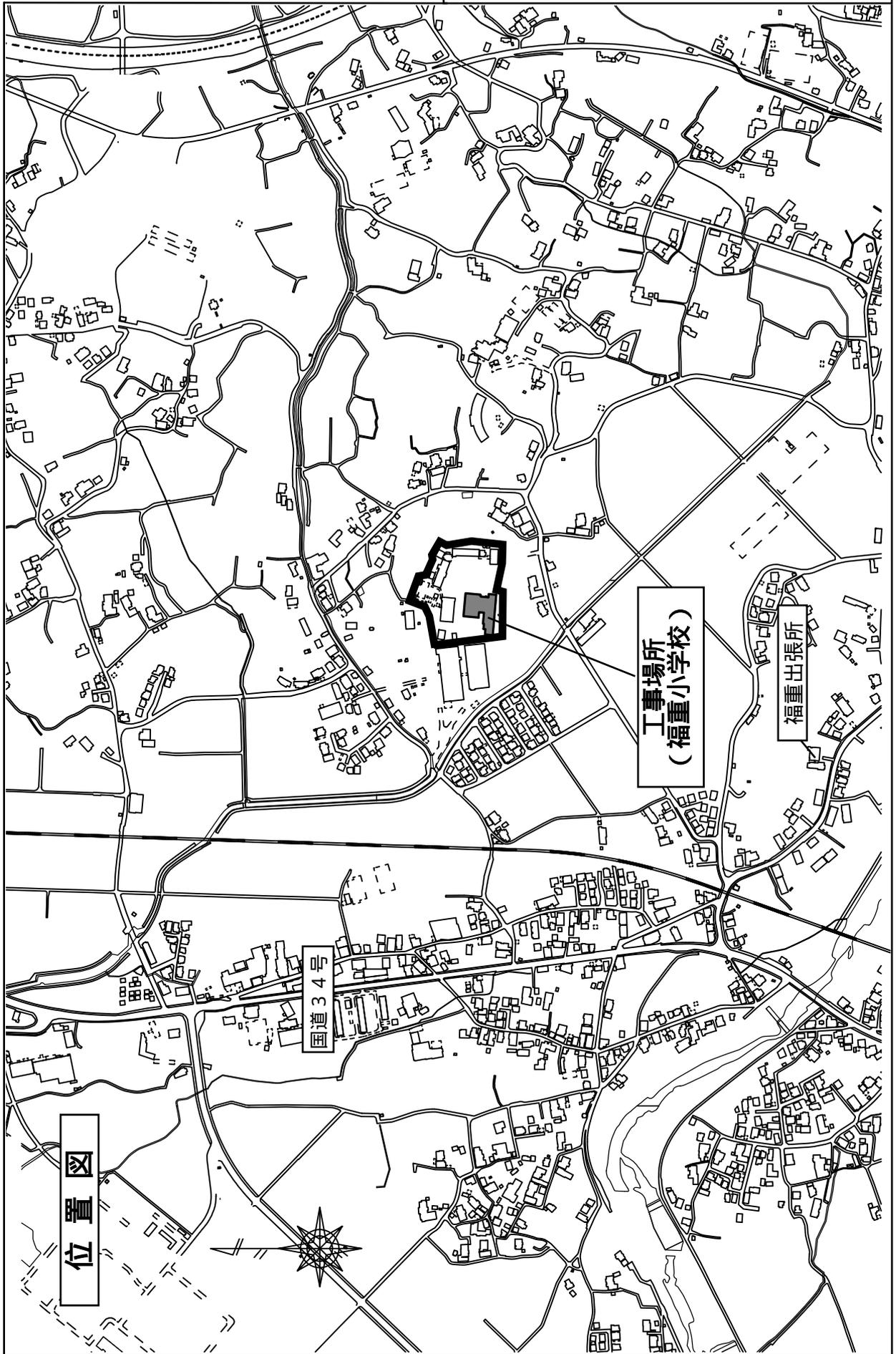
西大村中学校

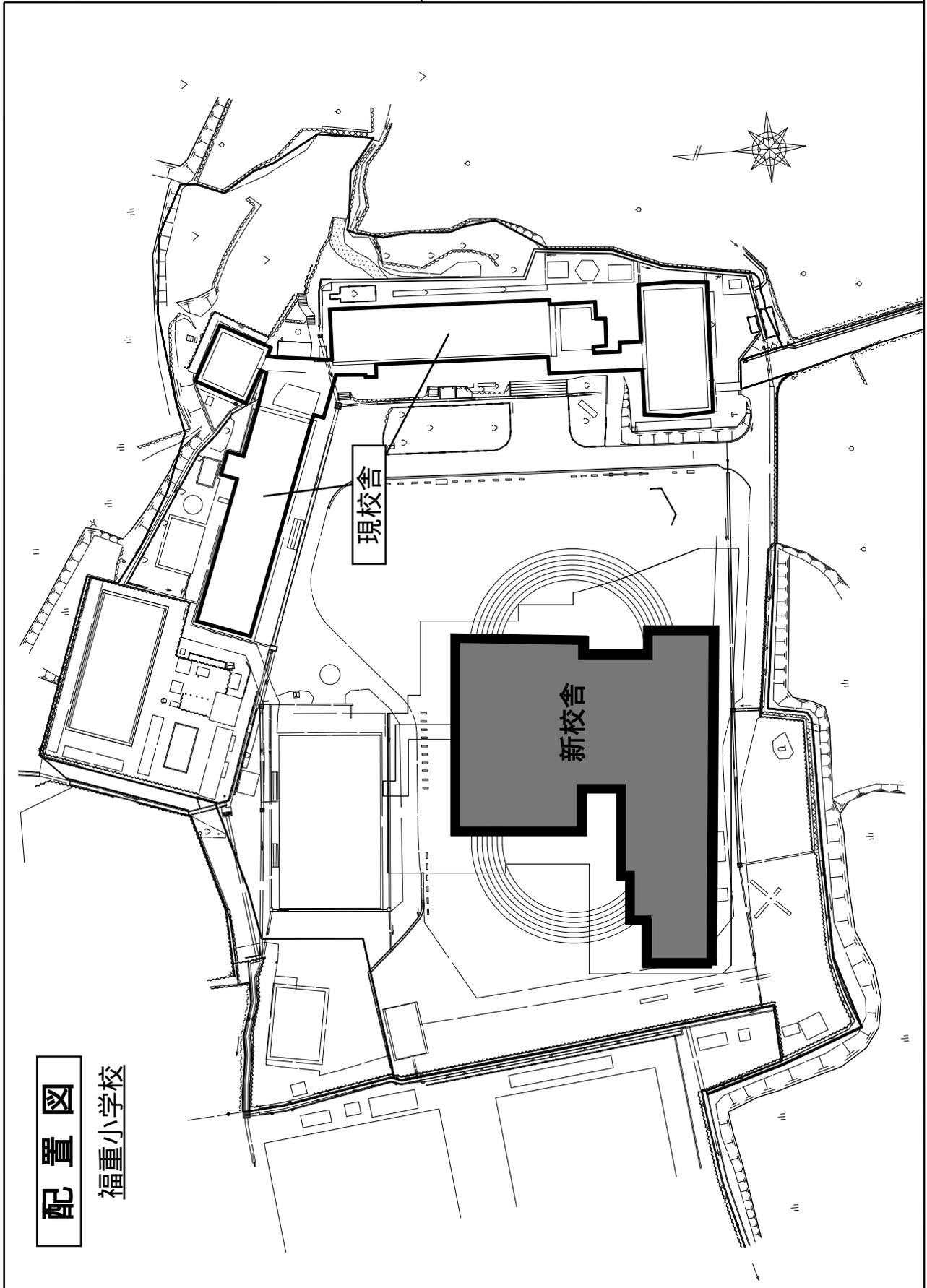


## 入札結果

工 事 名	大村市立西大村中学校屋内運動場改築建築工事					
開札日時	令和 5 年 7 月 1 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分					
工事場所	大村市松並一丁目 1 1 6 番地 3					
設計額 (税込み)	836,993,300 円					
予定価格 (税込み)	836,993,300 円					
予定価格 (税抜き)	760,903,000 円					
最低制限価格 (税抜き)	707,535,000 円					
決定金額 (税抜き)	716,980,000 円					
No.	業者名	第 1 回金額 (円)		第 2 回金額 (円)		備 考
1	平山組・瀬尾工務店・野口住宅特定建設工事共同企業体	716,980,000	1			落札
2	伸栄・野中・タカギ特定建設工事共同企業体	745,000,000	3			
3	高瀬・富永・宮本特定建設工事共同企業体	742,150,000	2			

上記決定金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

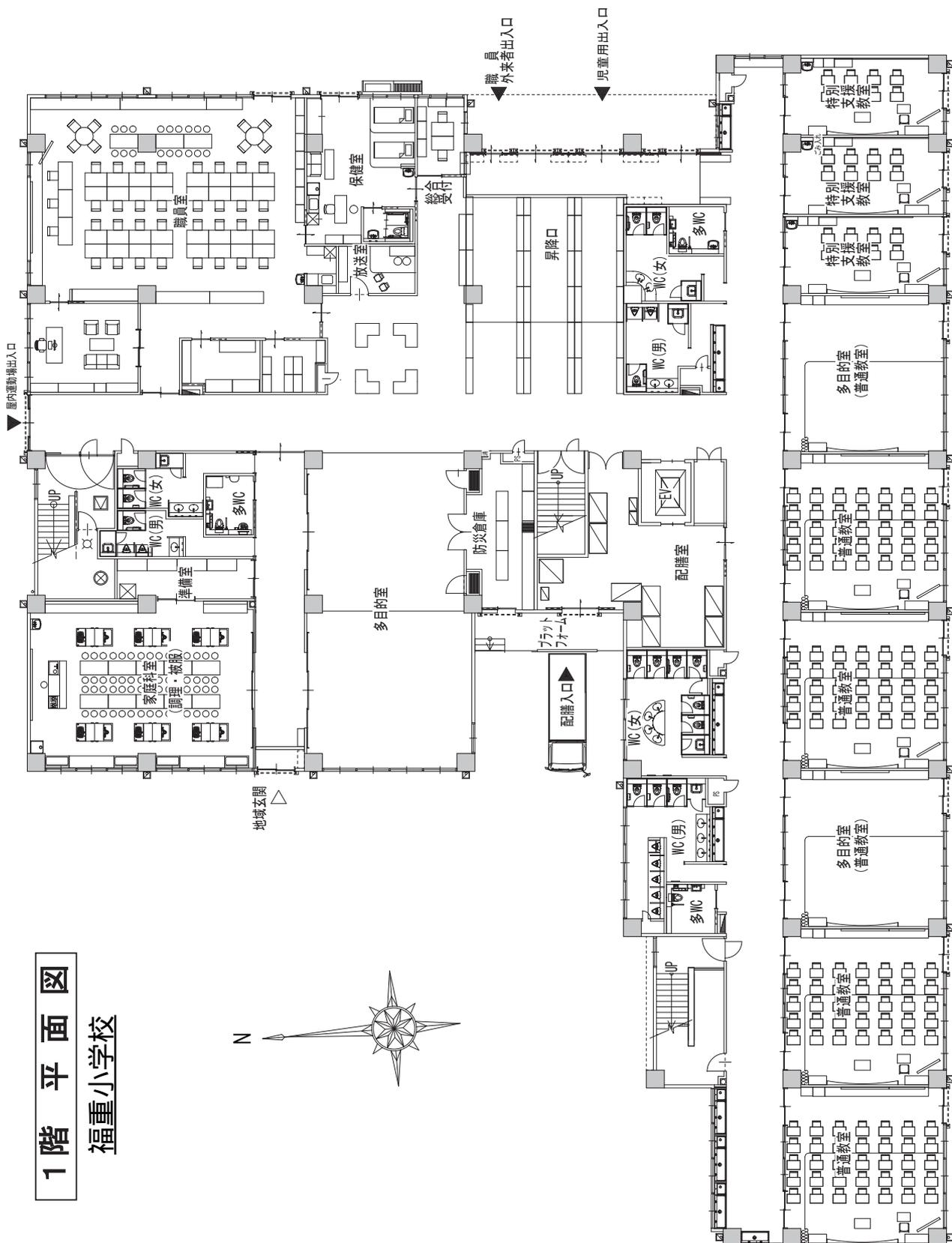
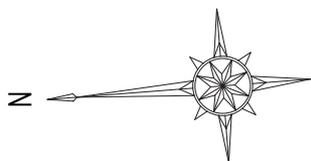




配置図  
福重小学校

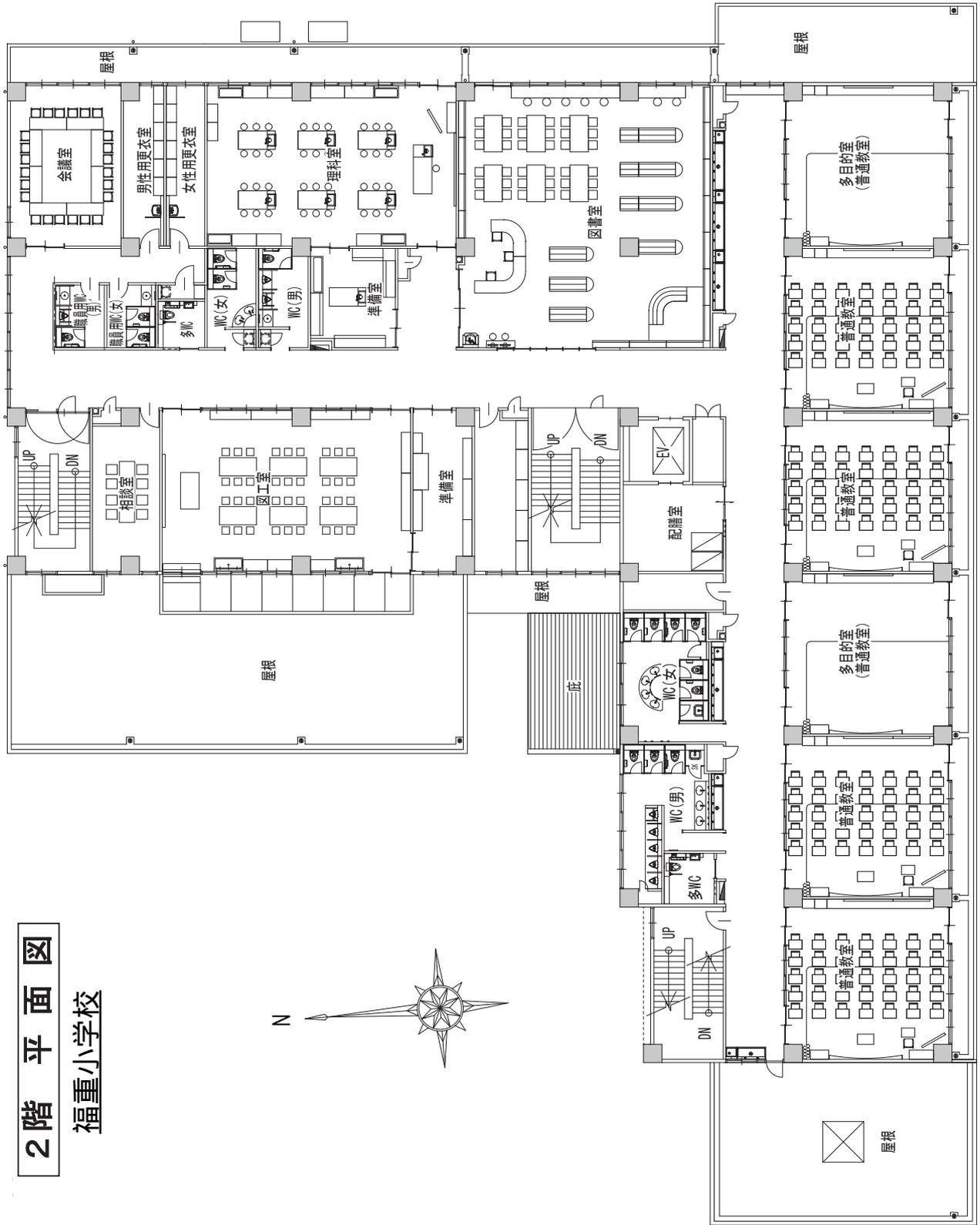
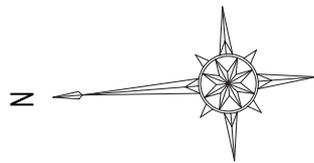
1階 平面図

福重小学校



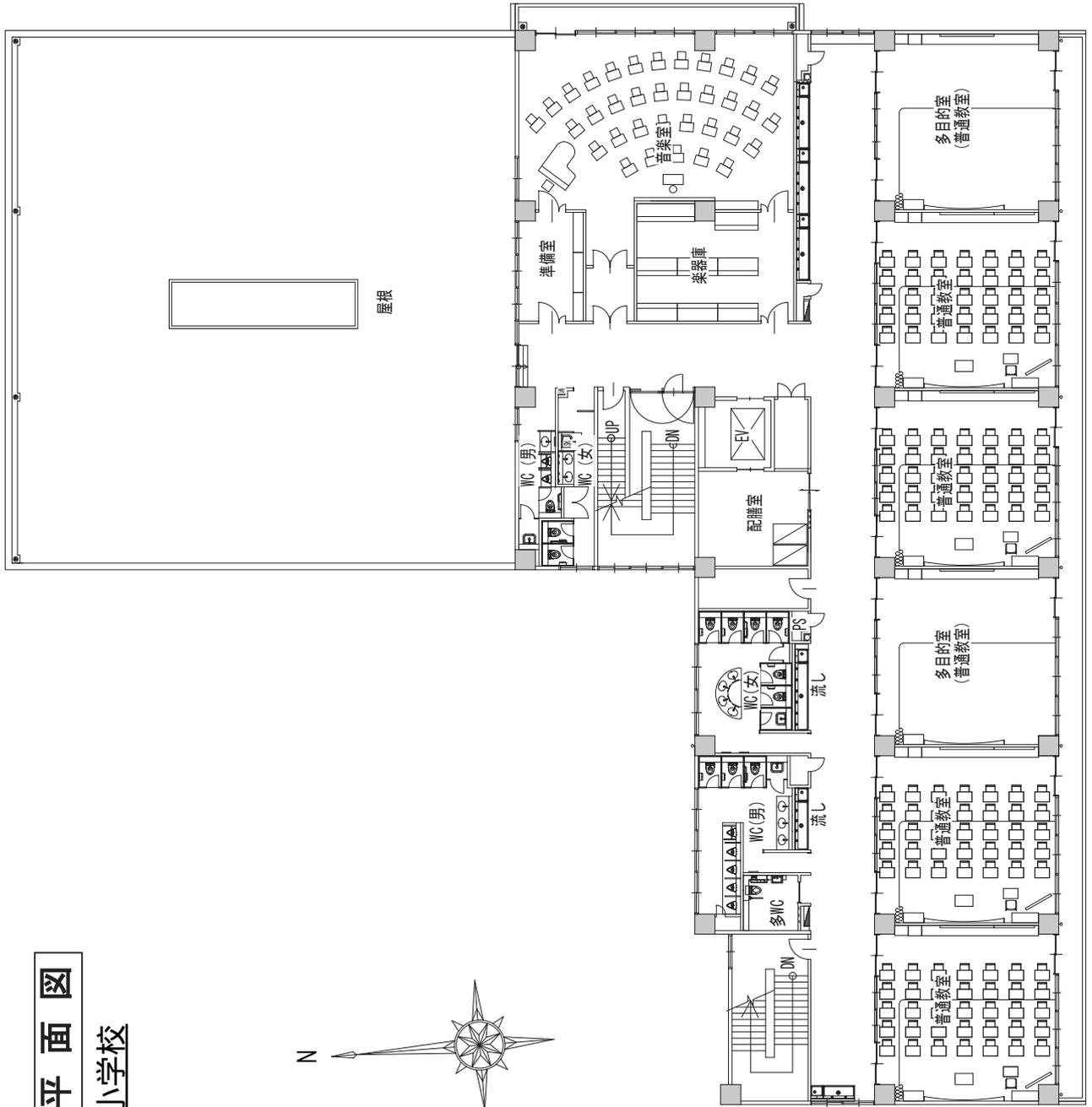
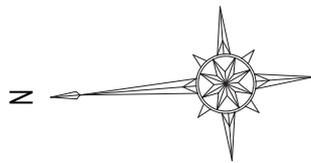
2階 平面圖

福重小学校



3階 平面圖

福重小学校



## 入札結果

工 事 名	大村市立福重小学校校舎改築建築工事			
開札日時	令和 5 年 7 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分			
工事場所	大村市福重町 2 3 0 番地			
設計額 (税込み)	1, 571, 368, 700 円			
予定価格 (税込み)	1, 571, 368, 700 円			
予定価格 (税抜き)	1, 428, 517, 000 円			
最低制限価格 (税抜き)	1, 317, 285, 000 円			
決定金額 (税抜き)	1, 320, 000, 000 円			
No.	業者名	第 1 回金額 (円)	第 2 回金額 (円)	備 考
1	伸栄・平山・瀬尾特定建設工事共同企業体	1, 320, 000, 000	2	落札
2	高瀬・富永・県央グリーン特定建設工事共同企業体	1, 298, 800, 000	1	最低制限価格未滿

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

## 入札結果

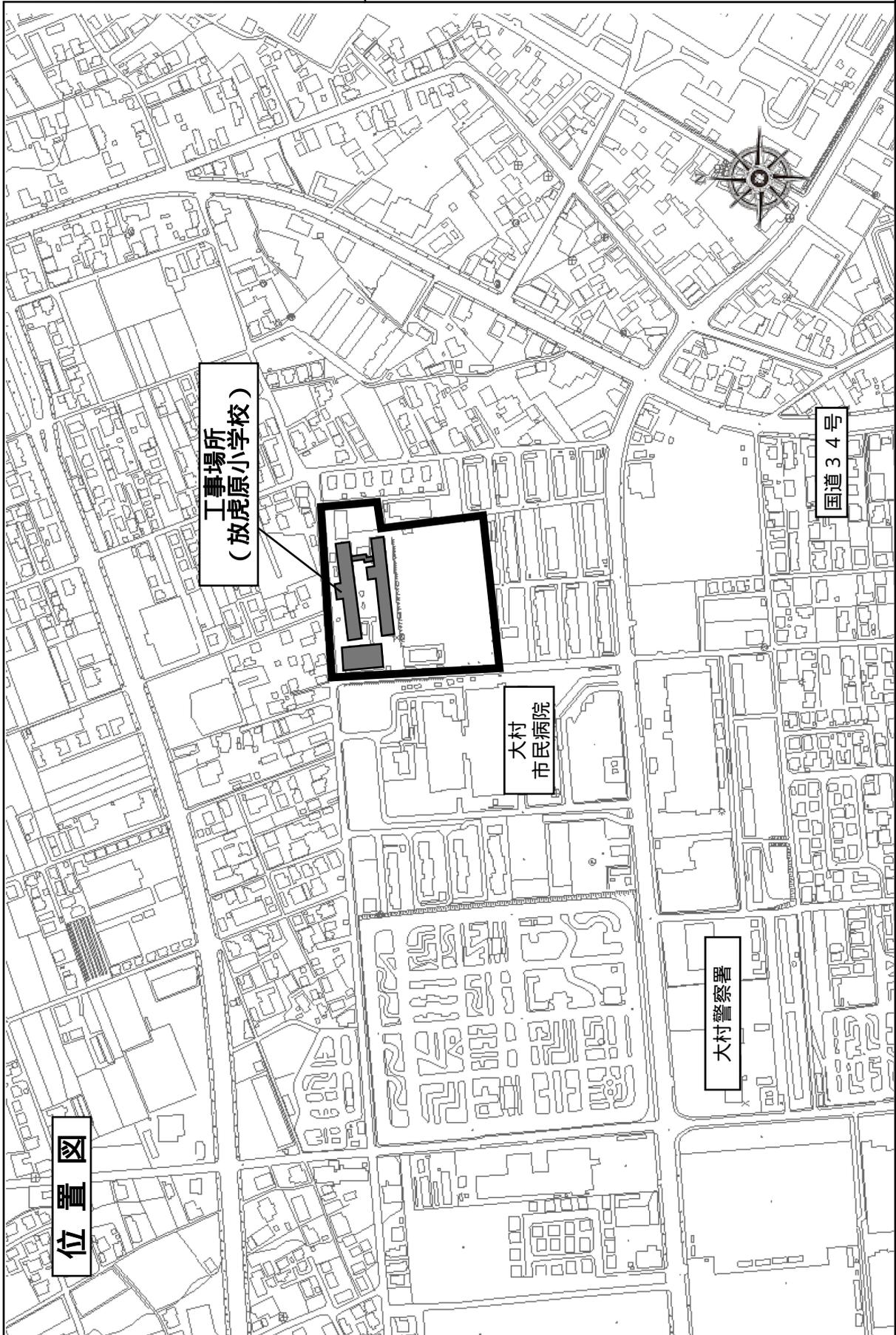
工 事 名	大村市立福重小学校校舎改築設備工事			
開札日時	令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 1 時 4 0 分			
工事場所	大村市福重町 2 3 0 番地			
設計額 (税込み)	232,860,100 円			
予定価格 (税込み)	232,860,100 円			
予定価格 (税抜き)	211,691,000 円			
最低制限価格 (税抜き)	195,585,000 円			
決定金額 (税抜き)	203,210,000 円			
No.	業者名	第1回金額(円)	第2回金額(円)	備 考
1	谷野・高瀬特定建設工事共同企業体	203,210,000	1	落札

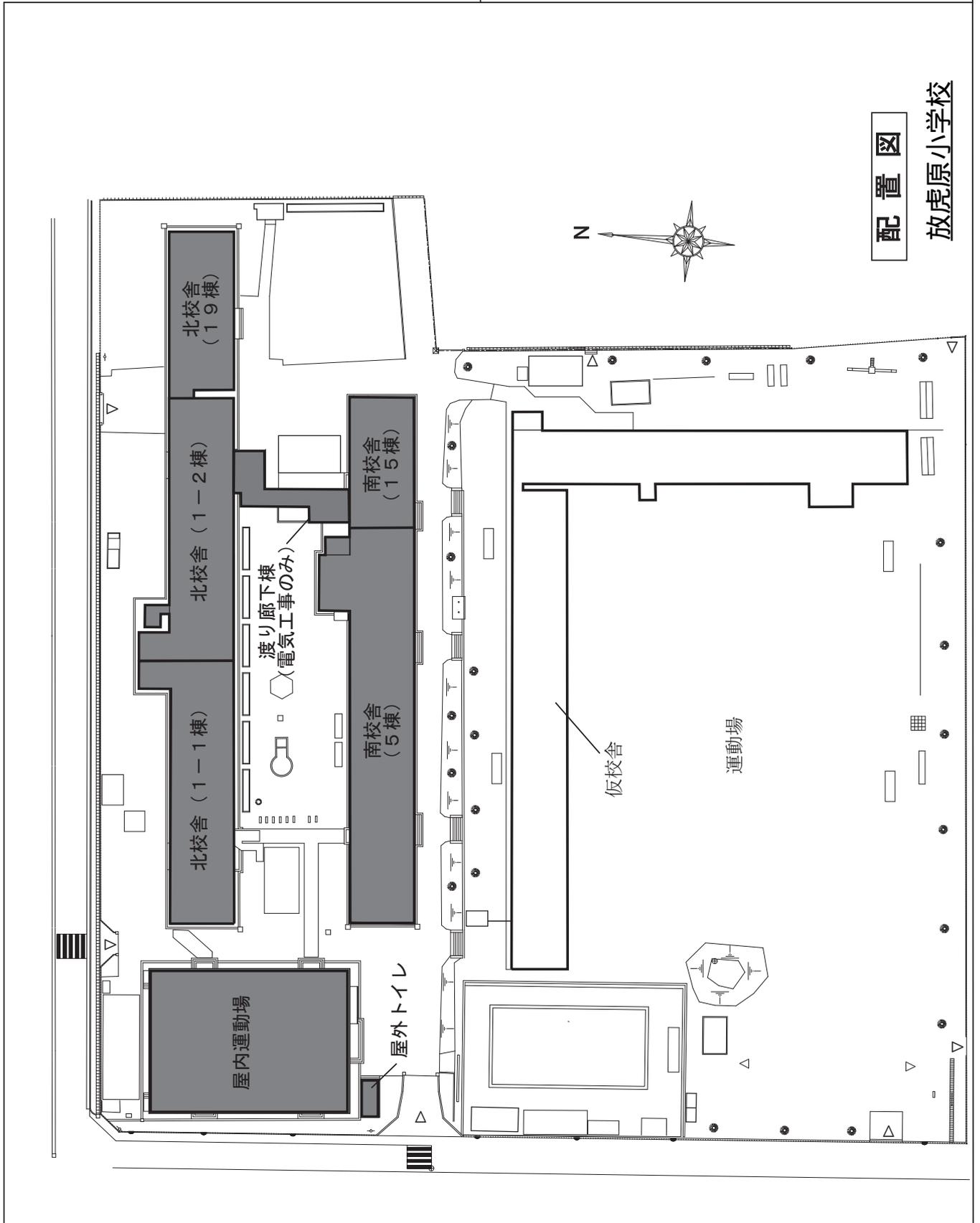
上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

## 入札結果

工 事 名	大村市立福重小学校校舎改築電気工事					
開札日時	令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 1 時 5 0 分					
工事場所	大村市福重町 2 3 0 番地					
設計額 (税込み)	176,488,400 円					
予定価格(税込み)	176,488,400 円					
予定価格(税抜き)	160,444,000 円					
最低制限価格 (税抜き)	148,411,000 円					
決定金額(税抜き)	151,588,000 円					
No.	業者名	第 1 回金額(円)		第 2 回金額(円)		備 考
1	協電設・延寿寺電気商会特定建設工事共同企業体	151,610,000	4			
2	ヤマムラ・八幡特定建設工事共同企業体	148,378,000	2			最低制限価格未滿
3	谷野電機空調・山本電器特定建設工事共同企業体	151,588,000	3			落札
4	新生・松田 特定建設工事共同企業体	146,520,000	1			最低制限価格未滿

上記決定金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。





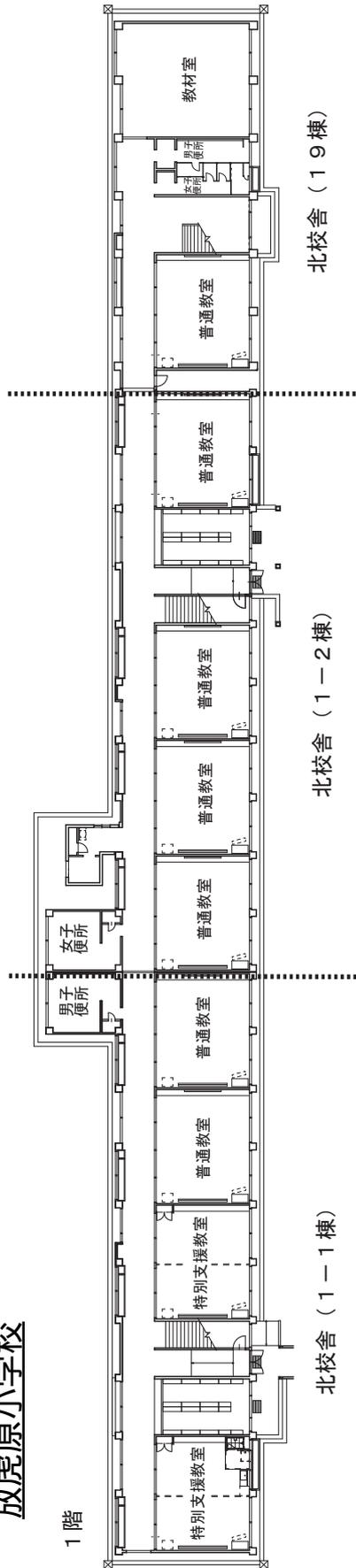
配置図

放虎原小学校

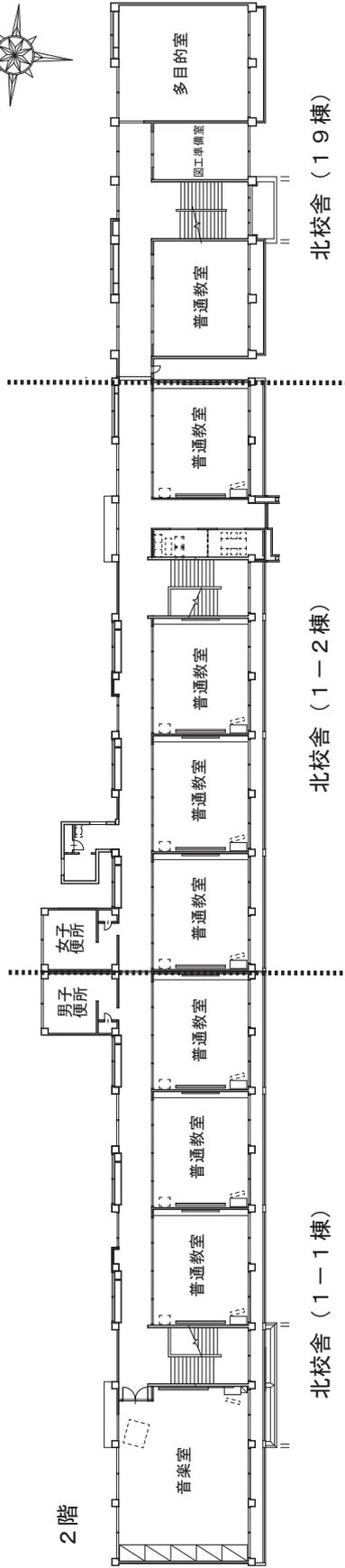
平面図(北校舎)

放虎原小学校

1階



2階

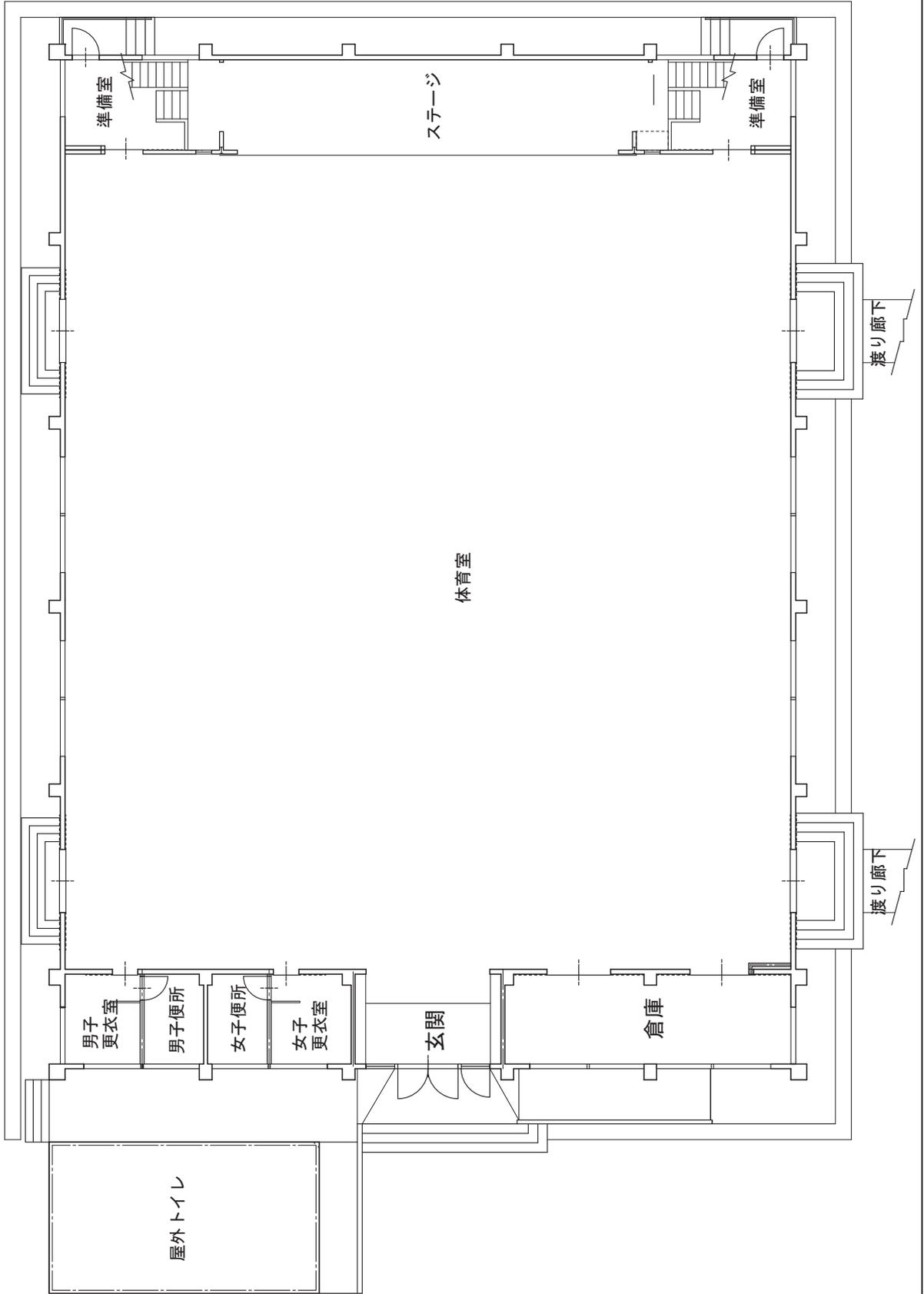




放虎原小学校

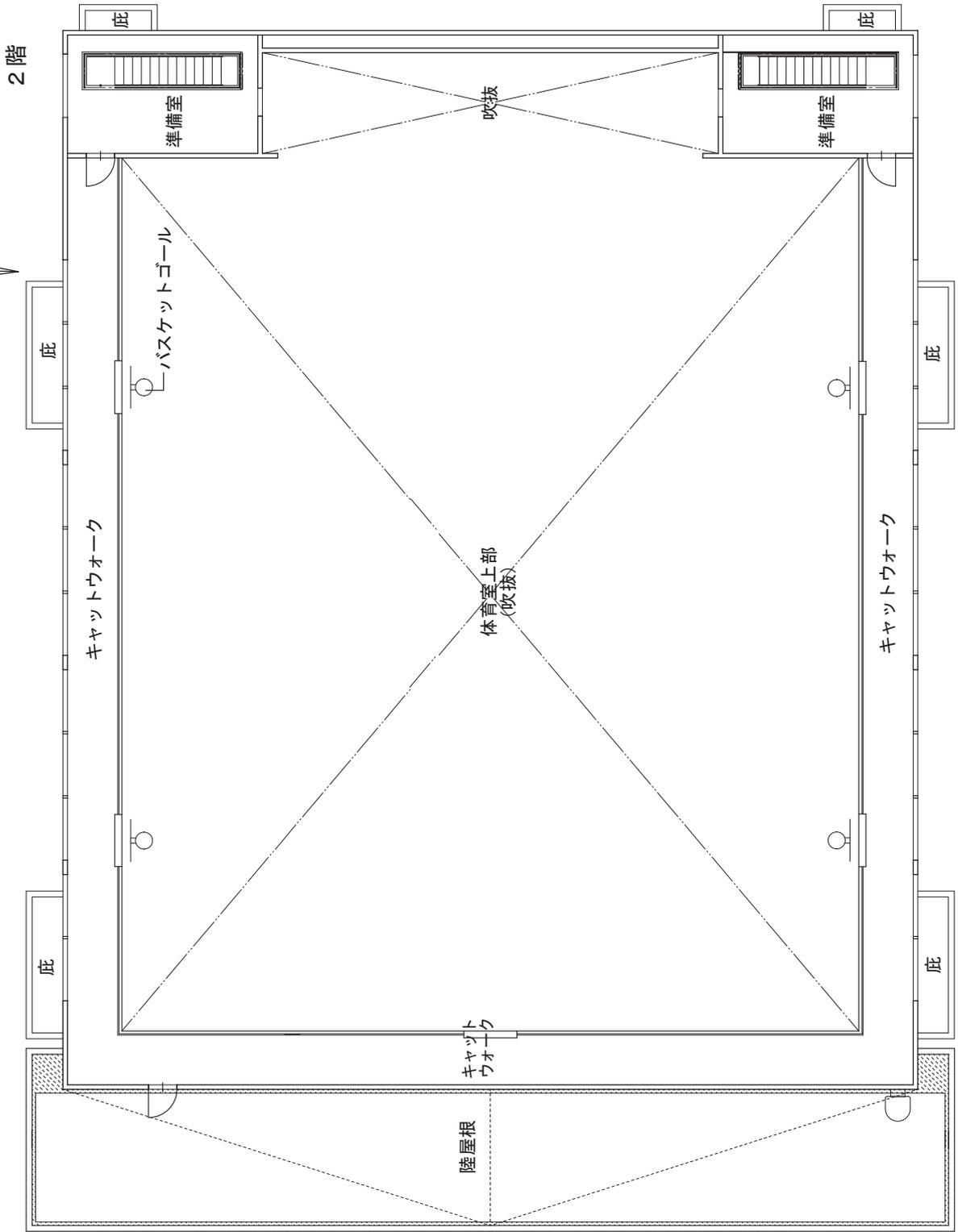
1階 平面図 (屋内運動場及び屋外トイレ)

1階



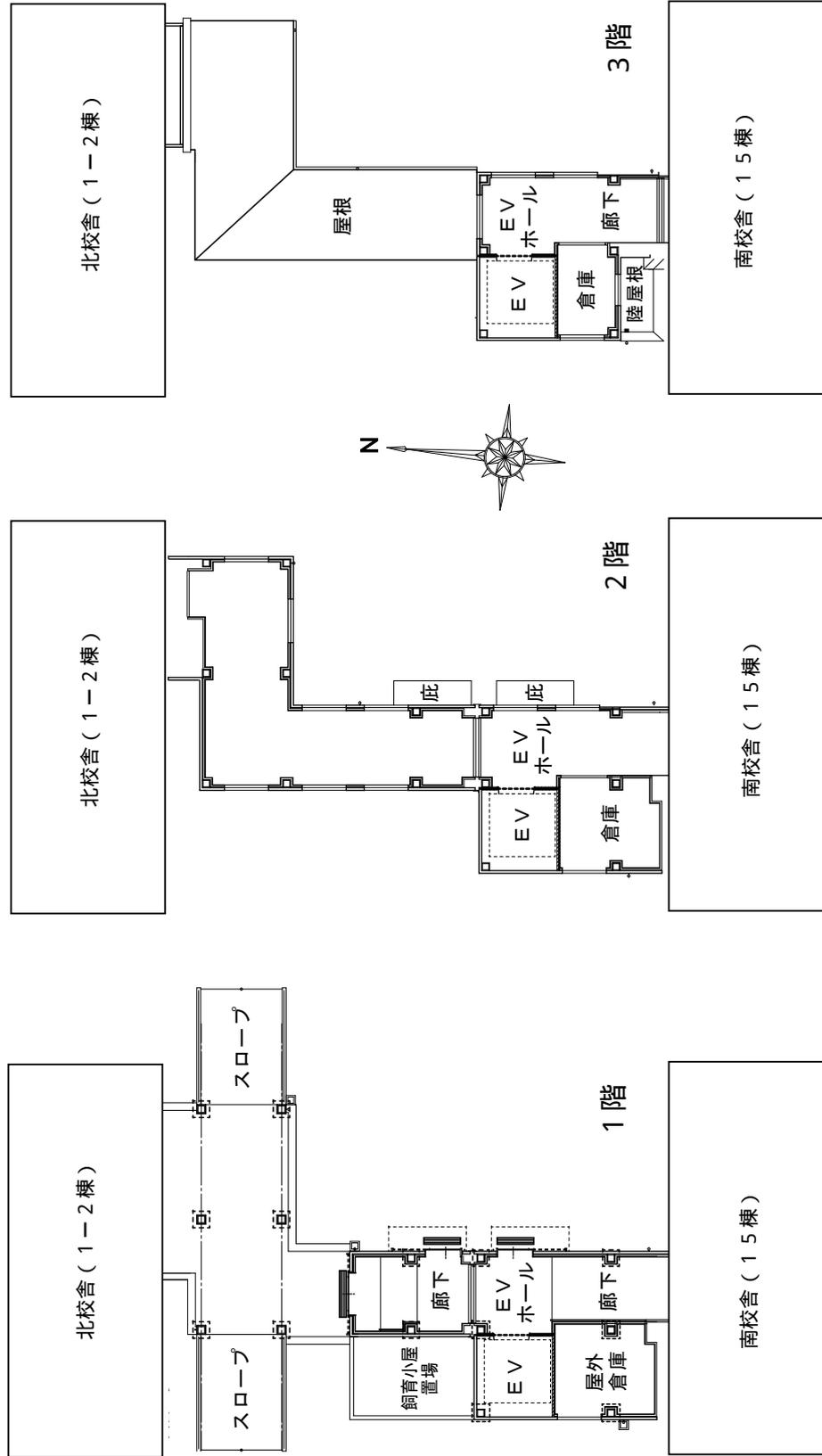
2階 平面図 (屋内運動場)

放虎原小学校



平面図（渡り廊下棟）

放虎原小学校 電気工事のみ



## 入札結果

工 事 名	大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事				
開札日時	令和 5 年 6 月 1 6 日 (金) 午前 9 時				
工事場所	大村市古賀島町 1 3 3 番地 2 5				
設計額 (税込み)	224,236,100 円				
予定価格 (税込み)	224,236,100 円				
予定価格 (税抜き)	203,851,000 円				
最低制限価格 (税抜き)	188,075,000 円				
決定金額 (税抜き)	193,250,000 円				
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)	備 考
1	高瀬建設・谷野電機特定建設工事共同企業体	193,250,000	1		落札

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

## 入札結果

工 事 名	大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事				
開札日時	令和 5 年 6 月 1 6 日 (金) 午前 9 時 1 0 分				
工事場所	大村市古賀島町 1 3 3 番地 2 5				
設計額 (税込み)	214, 302, 000 円				
予定価格 (税込み)	214, 302, 000 円				
予定価格 (税抜き)	194, 820, 000 円				
最低制限価格 (税抜き)	180, 240, 000 円				
決定金額 (税抜き)	181, 888, 000 円				
No.	業者名	第1回金額(円)	第2回金額(円)	備 考	
1	協電設・延寿寺電気商会 特定建設工事共同企業体	184, 544, 000	2		
2	谷野・山本電器特定建設 工事共同企業体	181, 888, 000	1		落札
3	新生・松田特定建設工事 共同企業体	189, 399, 000	3		

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。